

2 通級指導教室担当者のために …

(1) 通級による指導とは

Q13 通級による指導とは、どのような指導か教えてください。

A 通級による指導は、学校教育法施行規則 第140条、第141条に基づき、提供される教育の一形態です。具体的には、小学校・中学校の通常の学級に在籍している、障害の状態が異なる個々の児童生徒に対して、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に行っています。

通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、児童生徒のニーズに応じて行います。そのため、通常の学級の授業においても、その指導の効果が大きいと期待されます。

平成5年、学校教育法施行規則の一部改正により、小学校・中学校における通級による指導が制度化されました。その当時は、まだ学習障害(LD)などの実態が明らかではなく、通級による指導の対象とはなっていませんでした。

平成17年、中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、「特殊教育」が「特別支援教育」に転換するとともに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)も、通級による指導の対象とすべきことが提言されました。

平成18年、学校教育法施行規則の一部改正により、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)が、通級による指導の対象となりました。

平成30年度からは、高等学校における通級による指導が制度化されました。兵庫県においては、実践研究校を指定し、計画的・組織的な取組が始まっています。

関連サイト：●文科省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」



http://www.mext.go.jp/a_manu/shotou/tokubetu/1387824.htm



2 通級指導教室担当者のために …

(2) 通級による指導の対象

Q14 通級による指導の対象児童生徒について教えてください。

A 通級による指導の対象となる障害の程度や種類については、文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月）において、定められています。

障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認められた者が対象となります。

また、文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）において、以下のとおり示されています。

【 障害の種類及び程度 】

障害の種類	障害の程度
1 言語障害者	□蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
2 自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
3 情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
4 弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 通級指導教室担当者のために …

(2) 通級による指導の対象

障害の種類	障害の程度
5 難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
6 学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
7 注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
8 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

知的障害のある児童生徒については、障害の実態を考慮して、知的の特別支援学校の各教科等を取り入れた特別の教育課程を編成するなど、特別支援学級において日々の生活に結びついた指導を行うことが適当であることから、「通級による指導」の対象とはなっていません。

兵庫県においては、小学校・中学校には、「言語障害」「自閉症」「LD、ADHD等」の通級指導教室、聴覚特別支援学校には「難聴」の通級指導教室が設置されています。平成30年度からは、一部の高等学校にも、LD、ADHD等の通級指導教室が設置されています。また、兵庫県では、LD、ADHD等通級指導教室担当教員を「学校生活支援教員」と呼んでいます。

関連サイト：●文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_manu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



2 通級指導教室担当者のために …

(3) 教育課程の編成

Q15 通級による指導の教育課程は、どのように編成すればよいか教えてください。

A 学校教育法施行規則 第140条においては、通級による指導の教育課程は、
「通級による指導を受ける児童生徒に対しては、小学校や中学校の教育課程の定めにかかわらず、特別の教育課程によることができる。」
と示されています。

特別の教育課程とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことです。そのため、指導にあたっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、「自立活動」の内容を取り入れるなど、個々の児童生徒の障害の状態などに応じた具体的な目標や内容を考えることが大切です。

小学校・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）には、
「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取扱いながら行うことができる。」
と示され、小学校・中学校学習指導要領解説に、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置づけが明確化されたことが示されています。

通級指導教室が自校にないときは、「巡回による指導」と「他校通級による指導」で対応しています。そのため、各学校から、巡回による指導を行ったり、在籍校以外の学校や特別支援学校で指導を受けたりすることができ、その指導を特別の教育課程に係る授業とみなすことができます。しかし、基本的には通学時間を通級による指導の時間に含めることはできないので、なるべく通学しやすい学校に設置するなどの工夫が必要です。

兵庫県では、各市町の小学校・中学校に1校以上の通級指導教室を設置し、通級による指導の充実を推進しています。

2 通級指導教室担当者のために …

(3) 教育課程の編成

1 教育課程編成の進め方

教育課程編成の基本的な流れは、下記のとおりです。個々の教育的ニーズを把握するには、まず実態把握が大切です。そして、指導目標や指導内容を選定し、指導計画(Plan)を立て、それに基づいた指導(Do)と評価(Check)、そして改善(Action)を行うことが大切です。

【 教育課程編成の基本的な流れ 】

1 実態把握	生育歴、社会性の発達、学習上の配慮事項、興味関心などについて、観察、面接、各種検査などから総合的に把握をします。その際、困難なことのみではなく、長所や得意なことも把握します。
2 課題の整理	課題について、整理します。このとき、自立活動の6区分27項目に即して整理し、障害名のみを頼って特定の指導内容に偏ることがないように、留意します。なお、自立活動の区分、項目については、新特別支援学校学習指導要領 自立活動編を参照します。
3 指導目標の設定	課題を整理し、発達や指導の順序や課題同士の関連を考慮し、中心的な課題を導き出します。そして、それに基づいた指導目標（長期目標と短期目標）を設定します。
4 指導計画	目標を達成するために必要な項目を選定し、それらに関連づけながら、具体的な内容を設定します。どんな力をつけたいか？という根拠をもって指導内容を決定します。
5 評価	指導の効果を適切かつ多面的に判断するため担当者だけではなく各教科等の指導に関わる教師間の協力のもとに評価を行います。
6 改善	評価の内容によって、改善すべき目標や内容を検討します。上記の1～5を繰り返しながら、よりきめ細やかな指導について、検討します。

2 通級指導教室担当者のために …

(3) 教育課程の編成

2 指導時間

学校教育法施行規則 第140条の規定による特別の教育課程について定める件においては、通級による指導時間について、

「小、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間35単位時間から、280単位時間までを標準とし、学習障害、注意欠陥多動性障害に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から、280単位時間までを標準とする。」

と定められています。

つまり、通級指導教室の指導時間は、週に1時間～8時間です。ただ、LD、ADHD等の通級指導では、月に1時間でも指導の効果が得られる可能性があることから、月に1時間～週8時間と定められています。

通級指導教室での指導内容は、自立活動の指導が中心となることから、児童生徒の実態に応じて指導時間や指導内容を決め、適宜評価しながら指導を継続したり、終了したりしていきます。

3 通級による指導の手引

通級による指導の具体的な進め方は、文部科学省編著「通級による指導の手引」が参考になります。指導方法や指導計画など、実際の指導に役立つ内容となっています。

関連サイト：●文科省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm 

関連サイト：●文科省 出版物の紹介（特別支援教育）「通級による指導の手引」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/publish.htm 

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm 

2 通級指導教室担当者のために …

(4) 評価の在り方

Q16 通級による指導の評価は、どのように行えばよいですか。

A 通級による指導の評価は、各学期のそれぞれの時期に、本人のつまずきがどこなのか、またどの程度なのか、その都度評価をします。また、個別指導の場ではうまくいっても、通常学級の中だと困難さが表れるということはよく見受けられます。通常学級においても目標を設定し、評価を行い、自立と社会参加に向けた指導につなぐことが大切です。

1 指導の記録

在籍校と異なる学校において通級による指導を受けている場合には、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成することになっています。

個別の指導計画の中に、指導目標や指導内容を記録し、それについて適切に評価を行い、指導の改善や新たな目標を設定します。

2 指導要録への記入

通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数や指導期間、指導内容及び結果などを「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入することになっています。

3 通級による指導の成果を生かすために

通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、通常学級担任の理解も大切です。通級指導担当教員が、通常の学級の担任に対して、そのための情報提供や助言を行います。また、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行うため、通級指導担当教員が中心となって、通常の学級の担任や関係者を集めて、ケース会議を開催することなどが必要になります。

関連サイト：●文科省「障害のある児童生徒の就学について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



コラム2

高等学校における通級による指導

平成30年度から、学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校における通級による指導が制度化されました。

高等学校における通級による指導も、①インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、多様な学びの場の整備が必要である、②小学校・中学校からの学びの連続性を一層確保し、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供するなどの観点から始まりました。

これによって、これまで中学校を卒業する特別支援学級在籍生徒や、通級による指導を受けてきた生徒の進学先である高等学校の学びの場が充実しました。そして、高等学校における特別支援教育の充実にもつながっています。

社会人になる日を間近にした生徒は、自分自身の得意な面や苦手な面を知り、必要に応じて自分の得意な方法を選択したり、他者に支援を依頼したりしながら、主体的に生きていくことが求められています。

しかし、これまでの経験から、自己肯定感が低くなったり、学習意欲が低下したりするために、生徒自身や保護者、教員も困ってしまうケースも少なくない実態があります。

そのため、高等学校における通級による指導も、指導内容は障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導、つまり自立活動が指導の内容です。

高等学校を卒業するまでに、自立と社会参加に向けて必要な力をつけ、将来の進路選択に前向きになることなどをめざして、兵庫県でも9校の実践研究校を指定し、高等学校における通級による指導が始まっています。

【平成30年度 実践研究指定校】

県立宝塚西高等学校	県立西宮香風高等学校	県立阪神昆陽高等学校
県立氷上西高等学校	県立篠山産業高等学校	県立西脇北高等学校
県立伊和高等学校	県立村岡高等学校	県立但馬農業高等学校